

高原町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和3年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の人件費率
令和3年度	人 8,920	千円 7,596,835	千円 157,676	千円 1,062,745	% 14.0	% 13.1

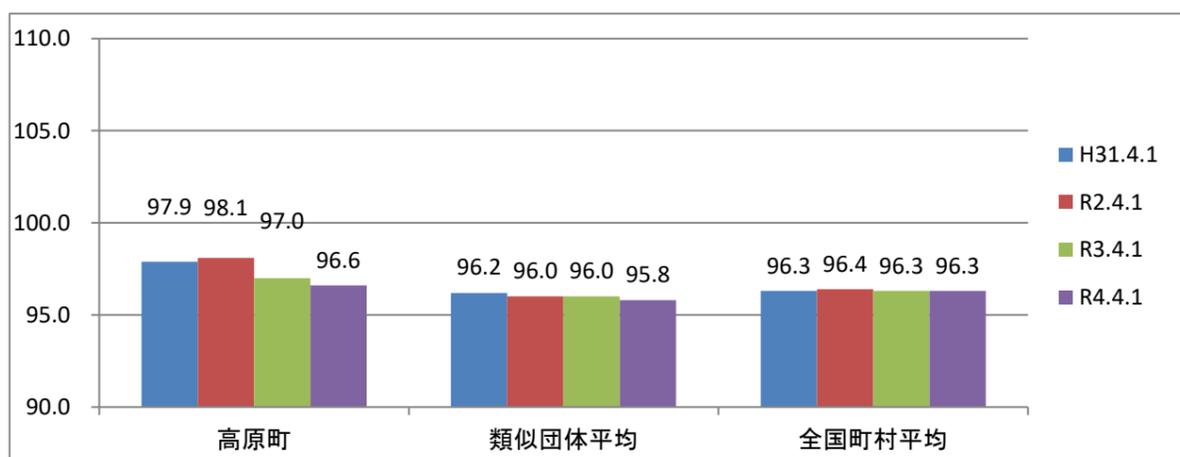
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均一 人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3年度	人 105	千円 387,131	千円 80,278	千円 151,494	千円 618,903	千円 5,894	千円 4,258

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は令和3年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

①月例給

※高原町は、人事委員会を設置していない団体のため記載しない。

②特別給

※高原町は、人事委員会を設置していない団体のため記載しない。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由）

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引下げ。激変緩和のため、当分の間の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）1級地の国基準20%に対し、高原町においても20%を支給。
 （実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は18%、
 給与改定後は平成27年4月に遡及し20%、平成28年4月1日時点は20%を支給。

（1級地の参考）

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度以降 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	18%	18%	20%	20%
高原町の支給割合	—	18%	20%	20%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
高 原 町	40.3 歳	297,000 円	351,037 円	319,820 円
国	42.7 歳	323,711 円	— 円	405,049 円
宮崎県	42.7 歳	311,771 円	380,168 円	336,472 円
類似団体	41.1 歳	298,110 円	344,602 円	327,858 円

②技能労務職

本町においては、平成24年度より技能労務職の職員は在職していません。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		高 原 町	宮 崎 県	国
一般行政職	大学卒	171,700 円	182,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	255,000 円	302,400 円	341,100 円
	高校卒	219,700 円	261,600 円	310,300 円

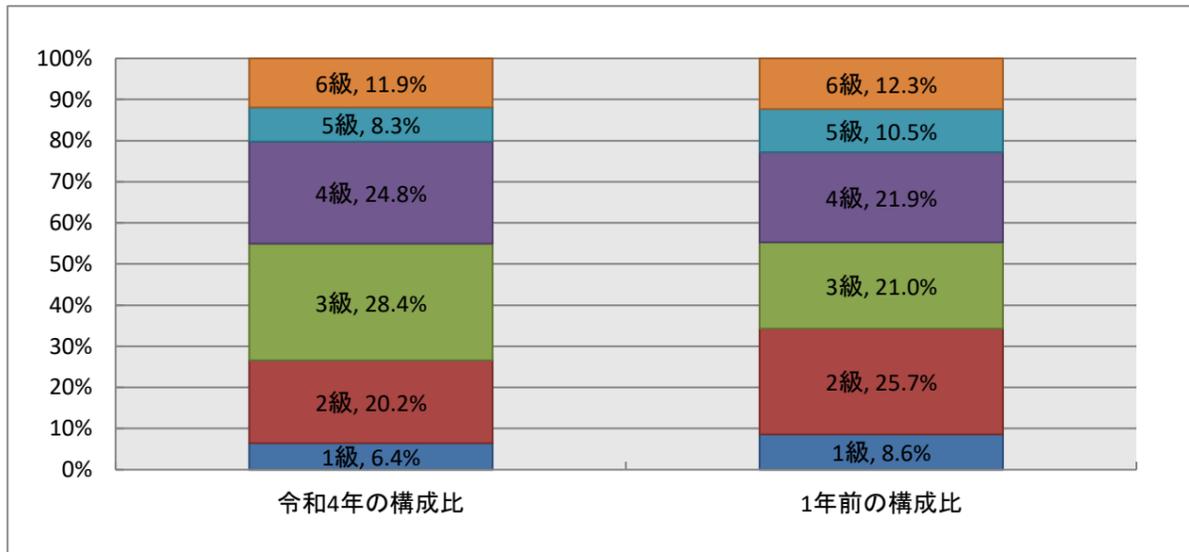
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和4年4月1日現在)

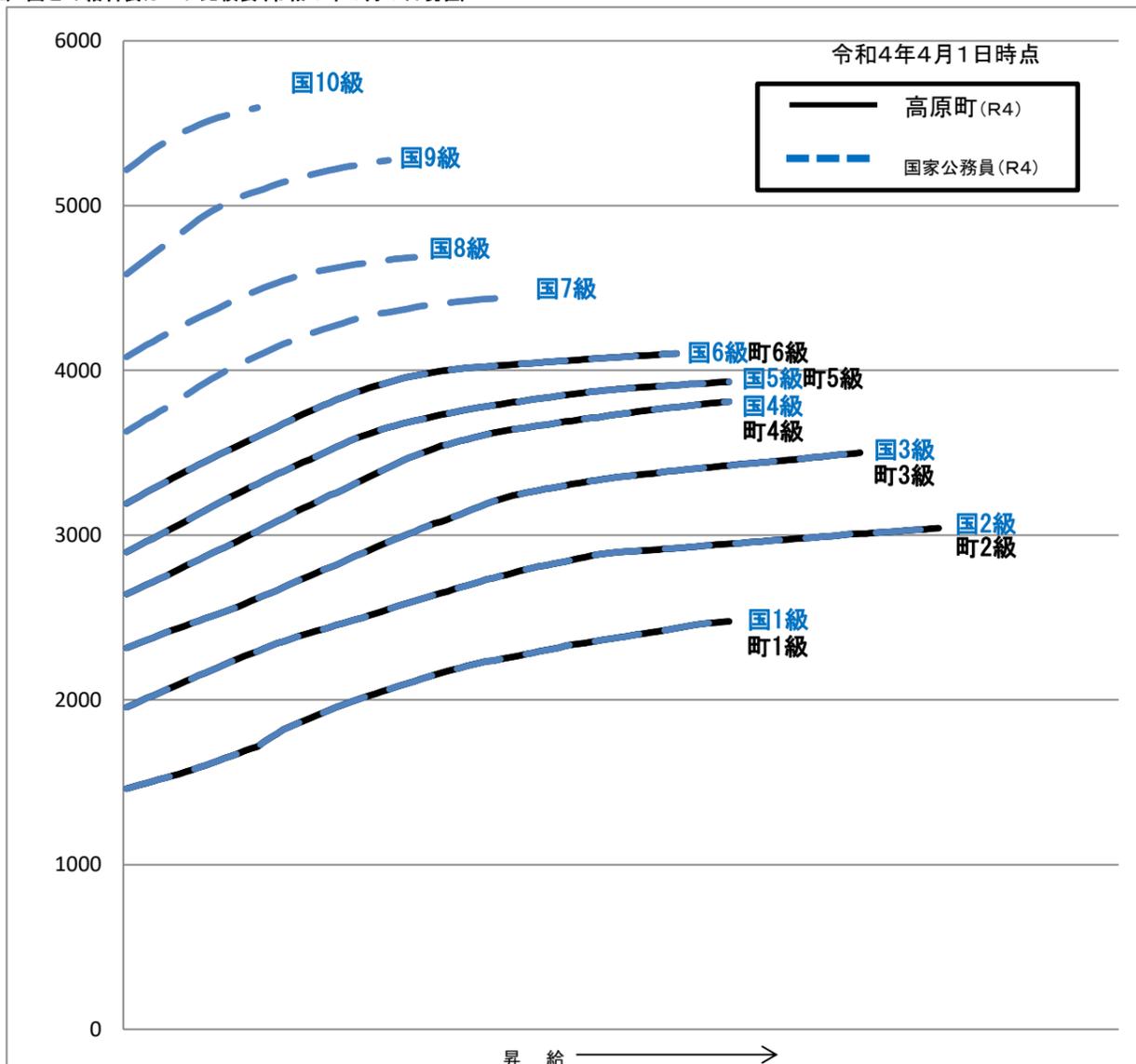
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	7人	6.4%	146,100	247,600
2級	主任主事、主任技師	22人	20.2%	195,500	304,200
3級	主査	31人	28.4%	231,500	350,000
4級	係長、副主幹	27人	24.8%	264,200	381,000
5級	課長補佐、主幹	9人	8.3%	289,700	393,000
6級	課長、対策監	13人	11.9%	319,200	410,200
計		109人	100.0%		

(注) 1 高原町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(令和4年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高 原 町	宮 崎 県	国
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,448 千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,492 千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.85 月分 1.4 月分 (0.90) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5% ~ 10%	(加算措置の状況) ・役職加算 5% ~ 20% ・管理職加算 10% ~ 25%	(加算措置の状況) ・役職加算 5% ~ 20% ・管理職加算 10% ~ 25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

高 原 町			国		
自己都合	早期・定年		自己都合	早期・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 3~45%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2~45%加算		
1人当たり平均支給額	14,419 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	0 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都のうち特別区	20.0 %	0 人	20.0 %

(4) 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		9,895千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		176,701円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		31%	
手当の種類(手当数)		10種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納処分事務	業務従事者	税の滞納処分業務	1世帯 1,000円
伝染病防疫事務	業務従事者	伝染病の防疫業務 (新型コロナウイルス感染症による特例) 特例①緊急に行われた措置に係る作業に従事 特例②感染症の患者若しくは疑いのある者の身体に接触、又は長時間にわたり接して行う作業に従事	日額 1,000円 特例①日額 3,000円 特例②日額 4,000円
変死者の死体収容等	作業従事者	死体収容等業務	(その都度定める) —円
保健師事務	保健師	保健師資格業務	月額 2,000円
税務課徴収事務	税徴収業務従事者	税徴収業務	月額 2,000円
レントゲン作業事務	レントゲン技師	レントゲン業務	月額 5,000円
細菌検査事務	病院検査技師	細菌検査業務	月額 5,000円
薬剤師特殊勤務事務	薬剤師	調剤業務	月額 70,000円
理学療法士事務	理学療法士	理学療法業務	月額 2,000円
病院看護事務	介護員、看護師等	介護、看護業務	月額 5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	56,529千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	372千円
支給実績(令和2年度決算)	51,633千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	295千円

(6) その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度実績)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 特定期間加算 5,000円	同		23,496千円	249,954円
住居手当	貸家の場合、家賃が12,000円を超えるときに支給し、家賃の額に応じて最高27,000円まで支給	異	家賃が16,000円を超えるときに支給し、最高27,000円まで支給	11,642千円	264,595円
通勤手当	交通用具の使用距離に応じて2,000～31,600円	同		9,676千円	76,795円
管理職手当	課長職に給料月額の8%または10%	異	支給割合による	11,159千円	619,923円

5 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	町長	614,550円 (723,000円)	(参考)類似団体における最高/最低額 860,000円 / 408,000円	
	副町長	550,050円 (579,000円)	700,000円 / 456,000円	
報酬	議長	295,000円 (295,000円)	400,000円 / 230,000円	
	副議長	218,000円 (218,000円)	314,000円 / 182,000円	
	議員	202,000円 (202,000円)	290,000円 / 165,000円	
期末手当	町長 副町長 収入役	(令和3年度支給割合) 3.35月分		
	議長 副議長 議員	(令和3年度支給割合) 3.35月分		
退職手当	町長	(算定方法) (給料月額)×(在職月数)×0.417	(1期の手当額) 13,024,411円	(支給時期) 任期毎
	副町長	(給料月額)×(在職月数)×0.248	6,547,795円	任期毎
	備考			

(注) 1 町長の給料については、令和3年11月1日から令和7年10月14日まで10%の減額措置を行っているが、令和4年4月は15%の減額措置を行っている。

2 副町長の給料については、令和3年11月1日から令和7年5月5日まで5%の減額措置を行っている。

2 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

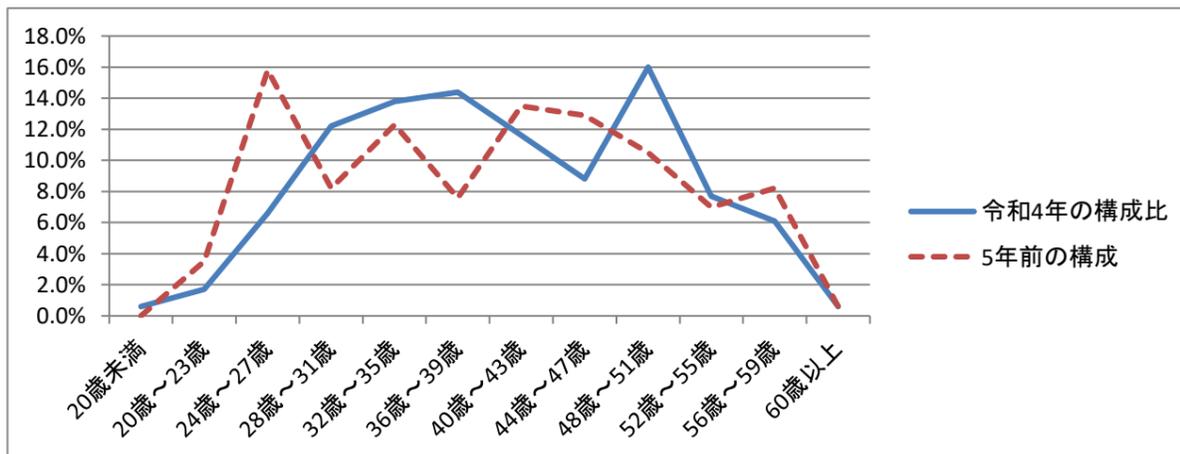
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和4年	令和3年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	40	36	4	組織見直しに伴う増
		税務	10	11	-1	組織見直しに伴う減
		労働	0	0	0	
		農林水産	20	20	0	
		商工	3	6	-3	財団設立により職員派遣に伴う減
		土木	7	7	0	
		民生	7	6	1	
		衛生	13	11	2	新型コロナワクチン集団接種対応等配置に伴う増
		計	103	100	3	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 115.47人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 138.85人)
	教育部門	13	12	1	組織配置見直しに伴う配置増	
消防部門	-	-	-			
小計	116	112	4	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 130.04人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 166.13人)		
公営企業等会計部門	病院	49	51	-2	組織配置見直しに伴う配置減	
	水道	4	4	0		
	交通	0	0	0		
	下水道	1	1	0		
	その他	11	11	0		
	小計	65	67	-2		
合計		181	179	2	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 202.91人	
		[247]	[247]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和4年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	1	3	12	22	25	26	21	16	29	14	11	1	181

(3) 職員の推移

部門	区分	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間の増減数(率)	
								増減数	率
一般行政		94	95	96	96	100	103	9	9.6%
教育		11	11	10	10	12	13	2	18.2%
消防		-	-	-	-	-	-	-	-
普通会計		106	106	106	106	112	116	10	9.4%
公営企業等会計		66	61	65	63	67	65	▲1	-1.5%
計		172	167	171	169	179	181	9	5.2%

(注) 職員数は、各年4月1日の職員数である。